

災害応急対策編（共通）

第 10 部 共助協働推進計画

第1章 民間との協力体制の推進

(県危機管理部、市町村)

第1節 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 民間団体との協働

1 実施責任者

- (1) 民間団体の協力要請は市町村が実施する。
- (2) 市町村が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

2 対象団体

- (1) 青年団 (2) 婦人会 (3) 町内会 (4) 集落会

3 協力要請等の順序

- (1) 市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。
- (2) 市町村は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 | ウ 従事場所及び就労予定時間 |
| エ 所要人員 | オ 集合場所 | カ その他必要事項 |

4 協力活動の基準

- 災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。
- (1) 被災者に対する炊き出し (2) 被災幼児の託児、保育 (3) 被災者救出
 - (4) 救助物資の輸送配給 (5) 清掃防疫援助 (6) その他応急対策に必要な事項

第3節 民間企業との協働

1 実施責任者

- (1) 民間企業の協力要請は県又は市町村が実施する。

2 対象団体

- (1) 県及び市町村との応援協定締結事業所
- (2) その他、災害時に県、市町村の防災活動に協力可能な事業所

3 協力要請等の順序

- (1) 県及び市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 | ウ 従事場所及び就労予定時間 |
| エ 所要人員 | オ 集合場所 | カ その他必要事項 |

4 協力活動の基準

- 災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。
- (1) 初期消火や人命救出・救護活動
 - (2) 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
 - (3) 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
 - (4) 避難場所等の提供
 - (5) その他応急対策に必要な事項

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時における民間団体又は民間企業への協力要請

第2章 NPO・ボランティアとの協働

(社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部、県生活環境部、県県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

*以下、本章において、次のとおり記載する。

鳥取県社会福祉協議会・・・「県社協」

社会福祉協議会・・・「社協」

第2節 実施責任者

ボランティアの受入・活動調整については、県社協、各市町村社協、県及び県医師会が行う。

なお、ボランティアの受入、活動調整に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

(参考：災害に関連する各種ボランティアの整理表)

種類	活動内容	調整する団体等	備考
生活支援ボランティア	被災者への様々な生活支援や、日常生活復帰のための支援活動等	1 社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者の登録・活動調整 2 日赤鳥取県支部から赤十字奉仕団を派遣	本章による
医療救護ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	1 日赤鳥取県支部から赤十字医療救護班を派遣 2 医師会が募集・受付する医療関係者等を登録・派遣 3 県看護協会に登録した災害時派遣ナースを派遣	本章による 第6部第1章「医療（助産）救護の実施」参照
清掃ボランティア	廃棄物の収集、分別等	社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者の登録・活動調整	第9部第2章「障害物の除去」参照 大規模事故対策編第2部第5章「海上災害応急対策」参照
通訳ボランティア	避難所等における手話通訳、外国語通訳等	社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者の登録・活動調整	第5部第2章「避難所の設置運営」参照
入浴支援ボランティア	仮設浴場の設置、湯の提供等	観光協会等の業種団体からの申し出等があった場合に限る。	第9部第4章「入浴支援」参照
被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊等の危険性を調査し、建物使用の可否を判定	県建築士会から、県地震被災建築物応急危険度判定士として登録された民間判定士を派遣	第11部第2章「建築物の応急危険度判定」参照
被災宅地危険度判定	宅地の被害状況を迅速的確に把握し、危険性を判定	被災宅地危険度判定士（被災宅地応急危険度判定業務調整員を含む。）として認定登録された土木・建築等の技術者を派遣	第11部第3章「被災宅地危険度判定」参照
土木防災・砂防ボランティア	被災情報の通報、被害拡大防止の助言、応急措置への対応等の支援	県土整備部等OB技術職員を対象に登録	自発的又は県からの要請に応じて活動を行う。
動物救援ボランティア	被災動物等の保護、救護活動	ペット災害支援協議会等の協力を得て現地本部が募集・受付するボランティアの参加希望者の登録・活動調整	第9部第5章「動物の管理」参照

第3節 ボランティアの受入及び活動調整

1 県

(1) 県（福祉保健部）は、県社協及び日赤鳥取県支部に対して、被災状況についての情報提供を行う。特に、交通、ライフライン等の情報提供を徹底し、ボランティア活動が円滑に運営されるよう配慮する。

(2) 県本部は、災害が複数市町村にわたる場合、必要に応じて各市町村のボランティアで対応できるニーズについて把握する。県（福祉保健部）は被災者（被災地）のニーズに基づくボランティアの募集について、県社協及び日赤鳥取県支部と調整し、必要に応じてホームページ等でボランティアの募集を呼びかける。この際、円滑なボランティア活動のため、県内の交通、ライフライン、拠点となる滞在場所等に関する情報を提供する。

また、特に大規模災害時においては、保健医療福祉対策統合本部により、自衛隊などの活動と調整を図り、ボ

ランティアの募集等に関する情報の収集及び提供等を行い、円滑なボランティア受入に繋げる。

2 市町村

- (1) 市町村社協と連携し、市町村災害ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、活動調整）を支援する。
- (2) 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

3 社協

(1) 県社協

県社協は災害救援ボランティアセンター支援本部を設置し、日赤鳥取県支部等の他団体と連携しながら運営を行う。

ア 被災市町村の社協に県内の被災状況（交通、ライフライン等）に関する情報を提供する。

イ 被災地市町村の社協、県等と連携し、広域的な災害ボランティア活動について調整を行う。

ウ 市町村社協の災害ボランティアセンター立ち上げ・運営を支援すると共に、必要に応じ、他県の社協（ボランティアセンター）に対しコーディネーターの派遣要請を行う。

エ 災害ボランティア活動振興基金を活用し、災害ボランティア活動を支援する。

オ 「災害時相互協定」締結団体等と連携し、市町村災害ボランティアセンターを支援する。

(2) 被災市町村の社協

ア 市町村及び県社協と連絡調整の上、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害ボランティアの募集、受付及び活動調整を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、市町村内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

イ ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に募集要請を行う。

(3) 被災市町村以外の市町村社協

県社協からの要請を受け、災害ボランティアを募集する。

4 日赤鳥取県支部

(1) ボランティアセンター

日赤鳥取県支部は社協（県社協）など他団体が設置したボランティアセンターの運営を連携しながら行う。

ア ボランティアセンターには赤十字防災ボランティアリーダーを派遣し、赤十字防災ボランティア地区リーダー、防災委員が参加し、運営に協力する。

イ 防災ボランティアセンターでは以下の業務を行う。

- a 被災者ニーズの収集・把握
- b 日赤鳥取県支部災害対策本部と防災ボランティアとの情報共有
- c 赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働
- d 日赤鳥取県支部が実施する災害救助活動への参加・協力
- e 社協（県社協）との連絡調整
- f 被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成・実施及び評価
- g その他災害救助活動に必要なボランティア活動の実施
- h 赤十字の防災ボランティア活動への参加を希望する不特定多数のボランティアの受入
- i 防災ボランティア活動の記録・広報

(2) 防災ボランティアの現地拠点

日赤鳥取県支部は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、これを防災ボランティア地区リーダーが中心となり、日赤鳥取県支部災害対策本部と協調しながら運営する。

(3) 防災ボランティアへの支援

日赤鳥取県支部は、防災ボランティアに対し必要な情報や物資等を調達・提供する。

5 県、市町村とボランティア団体等との連携

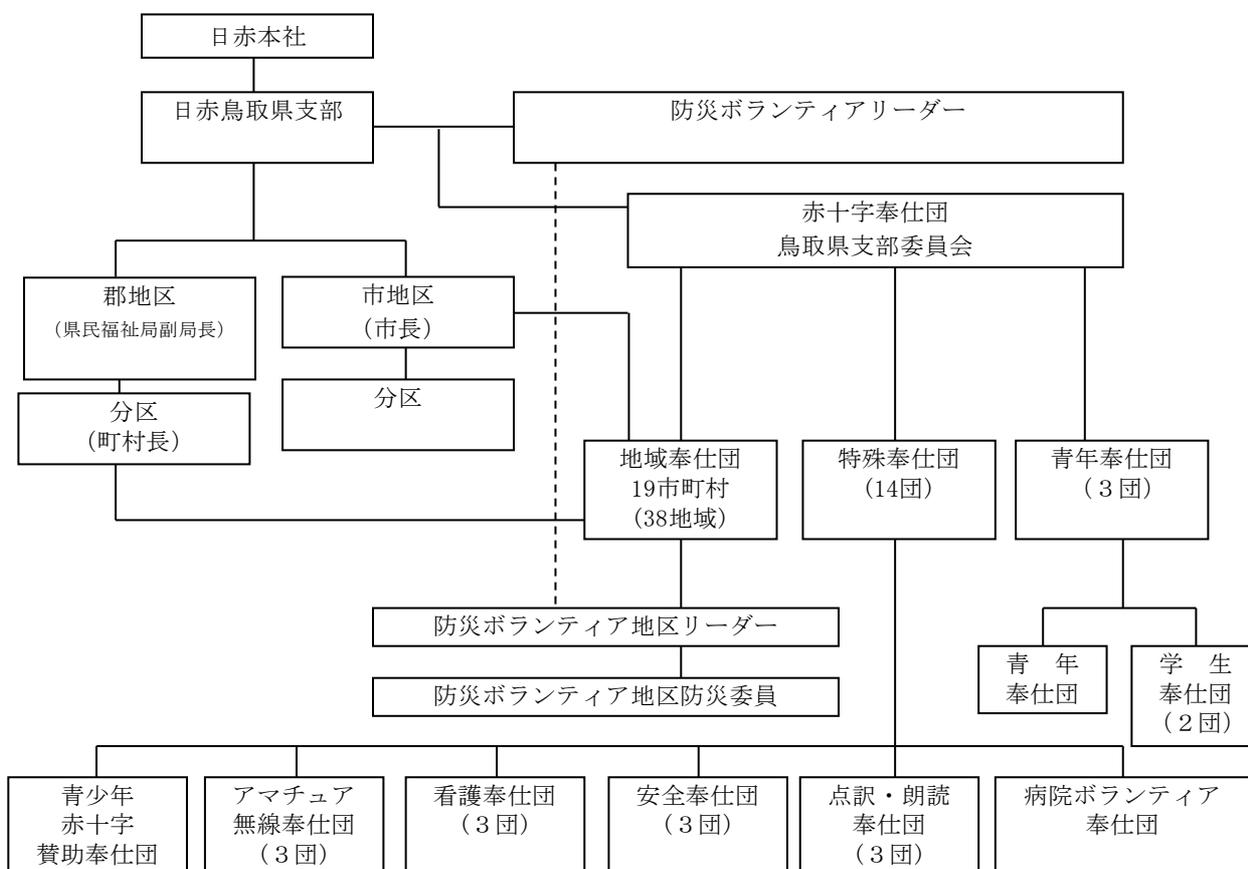
県、市町村は、社協、被災地での支援活動に協力するNPO・NGO等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要に応じて災害対策本部への参加を求めたり、情報共有のための連絡調整会議を開催することなどを通じて、被災者の支援ニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行う者の生活環境に配慮するものとする。

また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。

(2)市町村は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 | ウ 従事場所及び就労予定時間 |
| エ 所要人員 | オ 集合場所 | カ その他必要事項 |

図1 赤十字奉仕団組織図



※交差する線は便宜上点線としている。

3 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|-------------|----------------|
| (1)被災者に対する炊き出し | (2)避難所の物資管理 | (3)被災者への情報サービス |
| (4)救助物資の輸送配給 | (5)清掃防疫援助 | (6)安否確認 |
| (7)その他応急対策に必要な事項 | | |

(参考)

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」「青年赤十字奉仕団」「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれる。

1 地域赤十字奉仕団

市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行う。

2 青年赤十字奉仕団

青年が結成する赤十字のボランティアグループ。

3 特殊赤十字奉仕団

無線、看護、点訳、救急法指導等の様々な専門技術を活かし、ボランティア活動を行おうとする人々で組織されている。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ボランティアの受け入れ、活動調整
- 2 市町村社協との調整
- 3 赤十字奉仕団の協力要請

災害応急対策編（共通）

第 11 部 住宅対策計画

第1章 宅地・建物の被災判定の総則

(県危機管理部、県生活環境部、~~県土木整備部~~、市町村)

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定及び罹災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第2節 被災判定の総則的事項

1 被災判定の区分

(1)地震被災建築物応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ なお、この調査は、罹災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

(2)被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

(3)被害認定〔罹災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明書を発行する。

イ 罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

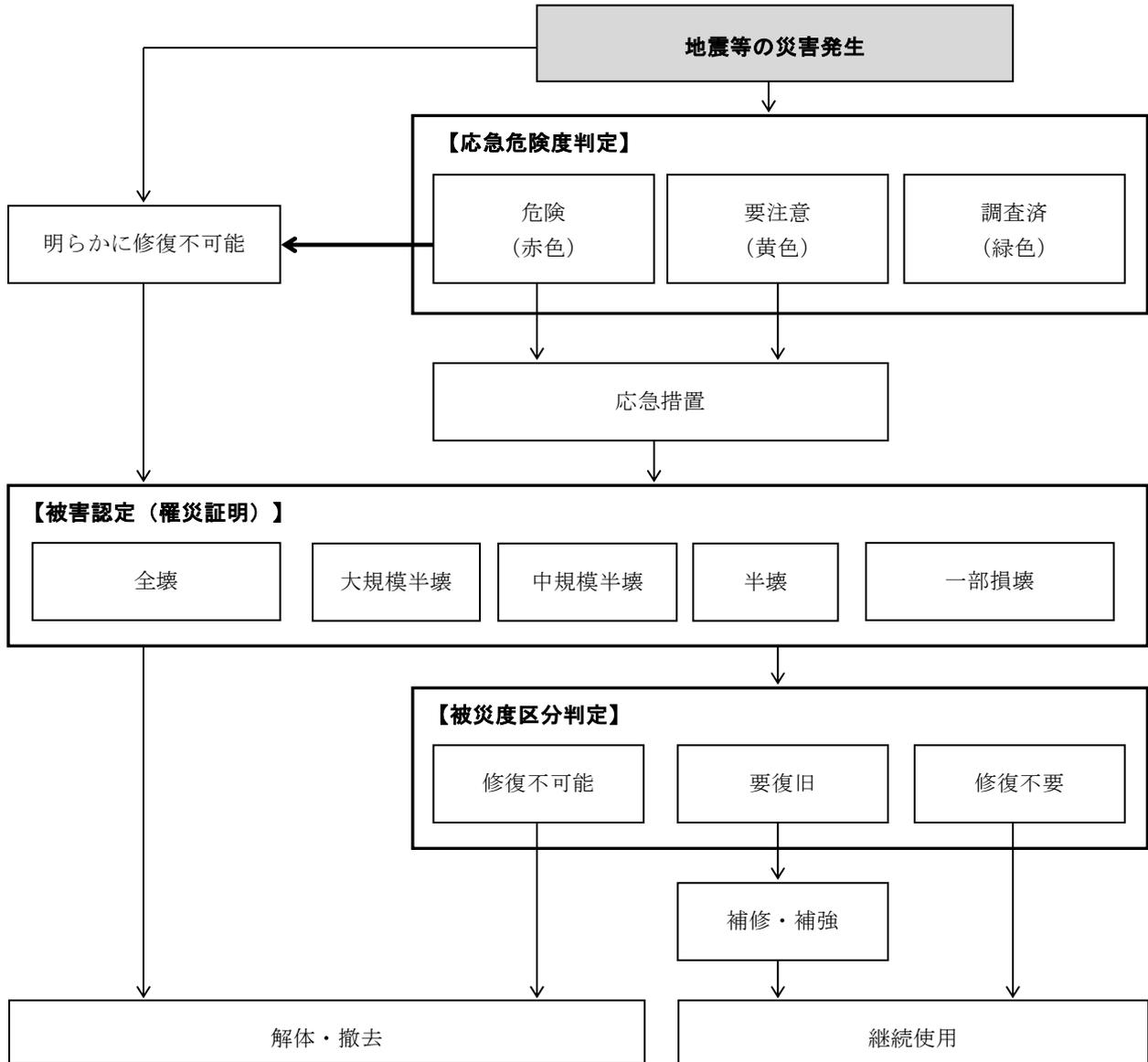
【被災判定の一覧】

区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（罹災証明）		被災度区分判定	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	
法的根拠	規定なし		災害対策基本法第90条の2		規定なし	
実施者	県、市町村		市町村長		建物所有者	
主な支援組織等	(一社)鳥取県建築士会		県、(一社)鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失（損害割合20～49%）	要復旧※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施

		専門家に相談が必要	大規模半壊 同じ (損害割合40～49%)		※損傷程度で細分判定	
			中規模半壊 同じ (損害割合30～39%)			
	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの (損害割合10～19%)	復旧不可能	解体・撤去
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		罹災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県）） 		<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） 「罹災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県）） 		<ul style="list-style-type: none"> 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会） 	

- 2 「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。
 （例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）
- 3 被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】



※ 被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

第3節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることをないよう、適正な判定を行うものとする。

4 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

5 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急危険度判定の実施
- 2 被害認定（罹災証明）の実施

第2章 地震被災建築物の応急危険度判定

(県生活環境部、市町村)

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について市町村が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

1 市町村の実施体制

市町村は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 県の支援体制

(1) 県（生活環境部）は、震度5強以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始する。

(2) 県本部長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市町村から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとする。

(3) 応急危険度判定支援本部長に、住宅政策課長を充てる。

(4) 東中西部の各総合事務所環境建築局（東部圏域においては東部建築住宅事務所）に、応急危険度判定支援支部を設置する。

(5) 被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行う。

(6) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し応援要請を行うなどにより、人員確保に努める。

3 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

(1) 罹災証明発行のための被害認定とは異なること。

(2) 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

第3章 被災宅地の危険度判定

(県生活環境部、県土整備部、市町村)

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2節 被災宅地危険度判定の実施

1 市町村の実施体制

- (1) 市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、市町村災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- (2) 危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- (3) 被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。
- (4) 市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。

2 県の実施体制

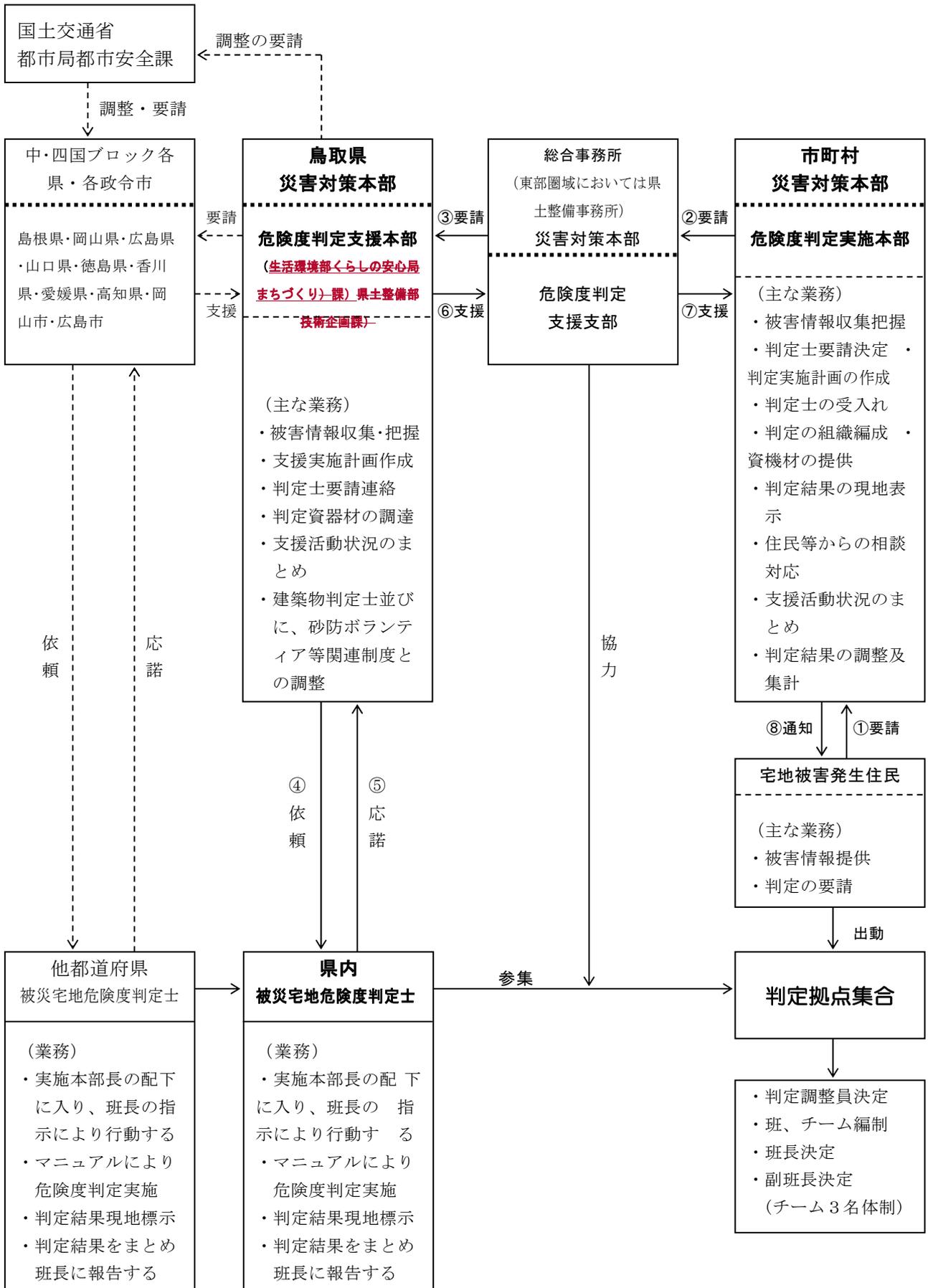
- (1) 市町村からの支援要請があった場合、県本部に危険度判定支援本部を設置する。
- (2) 危険度判定支援本部長に、まちづくり技術企画課長を充てる。
- (3) 危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）に協力要請を行う等の措置を講じる。
- (4) 各総合事務所（東部圏域においては県土整備事務所）に、危険度判定支援支部を設置する。
- (5) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災宅地の応急危険度判定の実施

被災宅地危険度判定 実施フロー



※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む

第4章 被害認定及び罹災証明書の発行

(県危機管理部、県生活環境部、市町村)

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用の可否並びに被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明書の発行を遅滞なく実施することを目的とする。

第2節 被害認定の実施

1 実施主体

- (1) 被害認定に係る現地調査及び罹災証明書の交付は、市町村が実施する。
- (2) 県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

2 市町村の実施体制

- (1) 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。
- (2) 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。
- (3) 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明書として交付する。

3 県の実施体制

- (1) 市町村から建築士の派遣要請があった場合、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請する。
- (2) その他、市町村や一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行う。
- (3) 被害が複数の市町村にわたる場合、県は、被害調査や判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (4) 県は、説明会の実施に当たり WEB 会議システム等を活用するなど、すべての被災市町村が参加できるような工夫をするよう努めるものとする。

4 調査基準等

- (1) 罹災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政令第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知（以下「被害認定基準」という。））」等に従って判断することとする。
- (2) また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、又は「準半壊に至らない」の6区分となる（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおり）。
なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

第3節 罹災証明書の発行

罹災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、市町村が被害状況を調査・確認の上、発行する。

なお、平成12年に発災した鳥取県西部地震における罹災証明書の発行申請は、14市町村で行われ、合計約1万7千件に及んだ。また、平成28年に発生した鳥取県中部地震における罹災証明書の発行件数は10市町村で合計約1万5千件に上った。

県は、迅速な罹災証明書の発行につながるよう、市町村等と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した罹災証明書の合理的な発行方法について検討するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被害認定に係る現地調査の実施
- 2 罹災証明書の発行

第5章 応急仮設住宅の建設

(県福祉保健部、県生活環境部、市町村)

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

なお、本章による応急仮設住宅の建設のほか、第7章による住宅再建対策、第14部による被災者支援計画等による対策を活用しながら、復興過程の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第2節 応急仮設住宅の設置方針

- 1 県は、利用可能な公共・民間賃貸住宅戸数及び応急仮設住宅の供給能力等の情報をとりまとめ、災害救助法の適用を受けた又は適用される可能性が高い被災市町村と応急仮設住宅の設置方針を協議する。
- 2 被災市町村は、避難者、自治会等への聞き取りを行い、応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。
- 3 県は、被災市町村の意見を踏まえ、市町村別に応急仮設住宅の建設戸数及び借上げ戸数を決定する。なお、応急仮設住宅の供給にあたっては、公営住宅の活用や民間賃貸住宅の借上げを優先し、これにより難しい場合にはプレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設のほか、既製の移動型応急仮設住宅の設置等を行うものとする。

第3-2節 住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

<協定締結団体>

- ・木造仮設住宅：一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会他5団体
- ・プレハブ仮設住宅：一般社団法人プレハブ建設協会

施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

1 実施者

県が行うものとする。ただし、県が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、市町村に委任する。

2 対象者

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

4 建設用地の選定

用地の選定・確保は市町村が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所として、公共用地等を優先する（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 応急仮設住宅の管理

- (1) 管理は市町村が、県の委託を受けて行うものとする。
- (2) 供与に当たっては、市町村は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。
- (3) 入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

6 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1) 被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。
- (2) 一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。
- (3) 災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年とされる。その期間の延長を図るべき場合における内閣府との連絡調整は、県が行うものとする。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定、及び建築基準法に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必要）
- (4) 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう

配慮するものとする。

- (5) プレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。
- (6) 建設中及び入居中の二次災害に十分配慮するものとする。
- (7) 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅を借上げ供与することも可能であるので、積極的に活用するものとする。

第4-3節 災害公営住宅の建設

- (1) 市町村は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。
- (2) なお、以下に該当する場合には、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で500戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内で200戸以上
 - (ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上
 - イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で200戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

第5-4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住宅の応急仮設対策の実施
- 2 災害公営住宅の建設

第6章 住宅の応急修理

(県福祉保健部、県生活環境部、市町村)

第1節 目的

この計画は、災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第2節 建設資機材及び建設事業者の把握

- (1) 県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な事業者を確認するものとする。
- (2) また、建築事業者等が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求める。

第3節 住宅の応急修理の相談対応等

災害により住宅が損壊した者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て住宅の応急修理に係る修繕事業者の斡旋等の相談対応のほか、被災により住宅内に雨水が侵入する恐れのある住宅に対する応急措置作業等を行うものとする。

<協定締結団体>

一般社団法人鳥取県建設業協会木造住宅推進協議会他8団体

第4-3節 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

1 実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事その権限を委任した場合に、市町村が現物をもって実施するものとする。

2 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 応急修理の実施方法

- (1) 修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県に提出するものとする。
- (2) 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分のみを対象とする。
- (3) 法による住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部^{*}が設置された場合は6月以内）に完了するよう努めることとなっているため、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣府と協議し、実施期間の延長を実施する。

※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部

4 修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

5 事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

第5-4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

第7章 住宅再建対策

(県生活環境部、県福祉保健部、市町村)

第1節 目的

この計画は、指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して給付金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用

1 条例適用の要件

(1) 対象となる自然災害

ア 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの

イ 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 支給対象（国の被災者生活再建支援法による支給対象を除く）

ア 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

イ 全壊世帯の居宅の補修

ウ 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

エ 大規模半壊世帯の居宅の補修

オ 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

カ 半壊世帯の居宅の補修

キ 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入

ク 一部損壊世帯の居宅の補修

ケ 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修

コ 小規模な損壊の居宅の修繕の促進

サ その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※賃貸住宅にあつては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

※住宅の建設又は購入にあつては、被災した市町村と同一の市町村に建設又は購入した場合に限る。

2 支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額（単数世帯）
上記 (2)支給対象 アの場合	3年	2年	300万円（225万円）
〃 イの場合			200万円（150万円）
〃 ウの場合			250万円（187.5万円）
〃 エの場合			150万円（112.5万円）
〃 オの場合			100万円（75万円）※1
〃 キの場合			30万円
〃 カの場合	2年	1年	100万円（75万円）※1
〃 クの場合			30万円※2
〃 ケの場合			100万円
〃 コの場合	—	1年	5万円又は2万円
〃 サの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

※1 被災者生活再建支援制度の支給対象となる場合は同制度の支援金の額を控除した額とする。

※2 応急修理を受けることが出来る場合にあつては、応急修理のために支出される額を控除した額とする。

3 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用事務

(1) 県

鳥取県被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 市町村

住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

第3節 住宅関連施策

その他、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。
 県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 <融資限度額> 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 <補助限度額> 月額3万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 <補助限度額> 月額3万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 <貸付限度額> 350万円（10年以内に償還） <対象災害> 県内で災害救助法が適用された災害	県（福祉保健課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 <貸付限度額> 住宅改築等資金として200万円	県（家庭支援課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の可否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 鳥取県被災者住宅再建等支援条例に係る被害認定等の取りまとめ
- 2 住宅関連施策の住民への広報、周知